

1 2 議案第 1 6 号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(保険料率)	(保険料率)
<p>第 2 条 <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>40,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>55,080円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>60,750円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>72,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>81,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>97,200円</u> 令第39条第 1 項第 6 号イの市町村が定める額は120万円</p> <p>(7) 令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>105,300円</u> 令第39条第 1 項第 7 号イの市町村が定める額は<u>200万円</u></p> <p>(8) 令第39条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>121,500円</u> 令第39条第 1 項第 8 号イの市町村が定める額は<u>300万円</u></p> <p>(9) 令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>137,700円</u> 令第39条第 1 項第 9 号イの市町村が定める額は<u>400万円</u></p> <p>(10) 令第39条第 1 項第10号に掲げる者 <u>153,900円</u></p>	<p>第 2 条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>41,820円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>56,875円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>62,730円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>75,276円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>83,640円</u></p> <p>(6) 令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>100,368円</u> 令第39条第 1 項第 6 号イの市町村が定める額は120万円</p> <p>(7) 令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>108,732円</u> 令第39条第 1 項第 7 号イの市町村が定める額は<u>190万円</u></p> <p>(8) 令第39条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>125,460円</u> 令第39条第 1 項第 8 号イの市町村が定める額は<u>290万円</u></p> <p>(9) 令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>142,188円</u> 令第39条第 1 項第 9 号イの市町村が定める額は<u>350万円</u></p> <p>(10) 令第39条第 1 項第10号に掲げる者 <u>158,916円</u></p>
2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険	2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険

改正案	現行
<p>料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度における保険料率は、規則で定める。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第14条 被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、規則で定める。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第14条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>